

改 正 案	現 行
<p>（一般廃棄物の保管の高さ）</p> <p>第一条の六 令第三条第一号ト(2)の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。</p> <p>一 保管の場所の囲いに保管する一般廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（第三号及び第四号に掲げる場合を除く。）</p> <p>当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ</p> <p>二 （略）</p> <p>三 使用済自動車（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。）及び解体自動車（同法第二条第三項に規定する解体自動車であつて、同法第十六条第四項ただし書又は第十八条第二項ただし書の規定により解体自動車全部利用者（同法第十</p>	<p>（一般廃棄物の保管の高さ）</p> <p>第一条の六 令第三条第一号ト(2)の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。</p> <p>一 保管の場所の囲いに保管する一般廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ</p> <p>二 （略）</p>

六条第四項ただし書に規定する解体自動車全部利用者をいう。

()に引き渡されたものを除く。()のうち圧縮していないもの(以下「使用済自動車等」という。)を保管する場合(次号に掲げる場合を除く。)() 次のイ及びロに掲げる部分に応じ、当該イ及びロに定める高さ

イ 当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線。ロにおいて同じ。)()から当該保管の場所の側に水平距離三メートル以内の部分 当該三メートル以内の部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離三メートルまでの高さ

ロ 当該保管の場所の囲いの下端から当該保管の場所の側に水平距離三メートルを超える部分 当該三メートルを超える部分内の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離四・五メートルまでの高さ

四 使用済自動車等を格納するための施設(保管する使用済自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに限り。)()を利用して保管する場合 使用済自動車等の搬出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ

(特別管理一般廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合)

第一条の九 令第四条の二第一号イ(2)の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特別管理一般廃棄物である特定施設排出物(ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表

(特別管理一般廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合)

第一条の九 令第四条の二第一号イ(2)の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特別管理一般廃棄物である特定施設排出物(ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表

第一第五号に掲げる施設において生じたばいじん若しくは燃え殻又は同令別表第二第十三号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥をいう。以下この号において同じ。)と特定施設排出物(特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物であるものを除く。)とを混合する場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれがなく、かつ、混合した廃棄物の全量を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により処理する場合

二 (略)

(産業廃棄物の積替えのための保管上限に関する適用除外)

第七条の四 令第六条第一項第一号口の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であつて、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が、当該産業廃棄物に係る積替えのための保管上限を上回るとき
- 二 使用済自動車等を保管する場合

(令第六条第一項第二号口(3)の環境省令で定める場合及び数量)
第七条の八 令第六条第一項第二号口(3)の環境省令で定める場合及び数量は、次のとおりとする。

一 (四) (略)

五 使用済自動車等を保管する場合は、当該保管の場所に令第六条第一項第二号口(1)の規定によりその例によることとされた令第三条第一号ト(2)(ロ)に規定する高さを超えない限りにおいて保管することができる数量とする。

第一第五号に掲げる施設において生じたばいじん若しくは燃え殻又は同令別表第二十一号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥をいう。以下この号において同じ。)と特定施設排出物(特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物であるものを除く。)とを混合する場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれがなく、かつ、混合した廃棄物の全量を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により処理する場合

二 (略)

(産業廃棄物の積替えのための保管上限に関する適用除外)

第七条の四 令第六条第一項第一号口の規定による環境省令で定める場合は、船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であつて、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が、当該産業廃棄物に係る積替えのための保管上限を上回るときとする。

(令第六条第一項第二号口(3)の環境省令で定める場合及び数量)
第七条の八 令第六条第一項第二号口(3)の環境省令で定める場合及び数量は、次のとおりとする。

一 (四) (略)

2 (略)

(産業廃棄物管理票の交付を要しない場合)

第八条の十九 法第十二条の三第一項(法第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 第九条第二号の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの運搬を委託する場合

七 第十条の三第二号の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの処分を委託する場合

八 十一 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第九条 法第十四条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実にあるとして環境大臣の指定を受けた者(当該産業廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。)

五 九 (略)

十 与畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規

2 (略)

(産業廃棄物管理票の交付を要しない場合)

第八条の十九 法第十二条の三第一項(法第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 第九条第二号又は第三号の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの運搬を委託する場合

七 第十条の三第二号又は第三号の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの処分を委託する場合

八 十一 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第九条 法第十四条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物(前号の規定による指定に係る産業廃棄物を除く。以下この号において「広域収集運搬産業廃棄物」という。)を適正に収集又は運搬することが確実にあるとして環境大臣の指定を受けた者(広域収集運搬産業廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。)

五 九 (略)

十 与畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第二条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規

定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物（事業活動に伴つて生じたものに限り。）の収集又は運搬を業として行う者

十一 動物の死体（事業活動に伴つて生じたものであつて、畜産農業に係る牛の死体に限り。第十条の三第八号において同じ。）の収集又は運搬を業として行う者

十二（略）

（産業廃棄物処分量の許可を要しない者）

第十条の三 法第十四条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一（三）（略）

四 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（当該産業廃棄物のみの処分を営利を目的とせず業として行う場合に限り。）

五（七）（略）

八 動物の死体の処分を業として行う者（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第一条第二項に規定する化製場において処分を行う場合に限り。）

九（略）

定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物（事業活動に伴つて生じたものに限り。）のみの収集又は運搬を業として行う者

十一（略）

（産業廃棄物処分量の許可を要しない者）

第十条の三 法第十四条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一（三）（略）

四 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物（前号の規定による指定に係る産業廃棄物を除く。以下この号において「広域処分産業廃棄物」という。）を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域処分産業廃棄物のみの処分を営利を目的とせず業として行う場合に限り。）

五（七）（略）

八（略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたばいじん及び燃え殻並びに当該施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第十三号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第三項の規定並びに第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条の二第十四項及び第四十九項の規定は、適用しない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の一三の項に掲げる施設において生じたばいじん及</p>	<p>（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたばいじん及び燃え殻並びに当該施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二十一号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第三項の規定並びに第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条の二第十四項及び第四十九項の規定は、適用しない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の一三の項に掲げる施設において生じたばいじん及</p>

びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四九の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百十九号）第一条の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第二号から第十二号までに掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、新規則第一条の二第十四項及び第四十九項の規定は、適用しない。

（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一四の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第十三号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。以下この項において同じ。）及び平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたばいじん若しくは燃え殻又は当該施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥を処分するために処理したものの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、第二条の規定による改正後の金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下、

びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四九の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（前項に規定するものを除く。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したものの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、新規則第一条の二第十四項及び第四十九項の規定は、適用しない。

（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一四の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二十一号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。以下この項において同じ。）及び平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたばいじん若しくは燃え殻又は当該施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥を処分するために処理したものの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、第二条の規定による改正後の金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下、

新判定基準省令」という。)第三条第十一項及び第十二項(ダイオキシン類に係る部分に限る。以下同じ。)の規定は、適用しない。

一(三) (略)

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の一三の項に掲げる施設において生じたばいじん及びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四九の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥(ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第五百十九号)第一条の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第二号から第十二号までに掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)並びにこれらの廃棄物を処分するため処理したもの(当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。)については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、新判定基準省令第三条第十一項及び第十二項の規定は、適用しない。

新判定基準省令」という。)第三条第十一項及び第十二項(ダイオキシン類に係る部分に限る。以下同じ。)の規定は、適用しない。

一(三) (略)

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の一三の項に掲げる施設において生じたばいじん及びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四九の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥(前項に規定するものを除く。)並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。)については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、新判定基準省令第三条第十一項及び第十二項の規定は、適用しない。